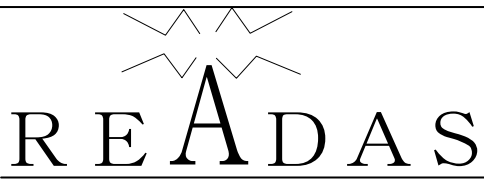


第 4168 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 1月27日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 相続税 平成23年度改正

**Q**：今年度の税制改正では、相続税がかなり変わるとか。どのようになるのですか？

**A**：次のような改正が行われます。

### 【解説】

今年度の相続税の改正の概要は、次のようなものです。

#### ①相続税の基礎控除

現行「5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数」である基礎控除が、「3,000万円＋600万円×法定相続人の数」にされます。

#### ②税率

最高税率が現行の50%から55%に上げられるとともに、税率構造が見直されます。

#### ③死亡保険金の非課税金額の見直し

現行「500万円×法定相続人の数」である非課税枠が、「500万円×次のいずれかに該当する法定相続人の数」にされます。

- ・未成年者
- ・障害者
- ・相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者

#### ④未成年者控除、障害者控除の引き上げ

未成年者控除及び障害者控除の1年当たりの控除額が10万円に上げられます。

#### ⑤贈与税の税率

20歳以上の直系卑属を受贈者とする暦年贈与の税率が緩和されます。

#### ⑥相続時精算課税制度

受贈者に20歳以上の孫が追加されるとともに贈与者の年齢が65歳以上から60歳以上に引き下げられます。

